

公益社団法人日本語教育学会
学会活動貢献賞表彰規程

制 定	2016年3月13日
	2015年度第5回理事会
一部改定	2017年7月23日
	2017年度第3回理事会
一部改定	2022年12月25日
	2022年度第2回理事会
一部改定	2024年12月22日
	2024年度第2回理事会

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本学会」という。）が、定款第4条第4号の規定に基づき、日本語教育における研究・実践・交流のさらなる発展に資するため、日本語教育学会の学会活動に貢献した個人を表彰することを目的とする。

(授賞対象者)

- 第2条 本学会の役員・代議員・評議員・委員として、一定の年数を歴任した者。
- 2 学会誌『日本語教育』の論文査読において、協力者として10年以上在任し、一定の件数を査読した者。
 - 3 本学会の会員に関する規程および細則、研究倫理規程を遵守している者。
 - 4 在任中の本学会の理事・役員および表彰委員は、原則として授賞選考対象に含めないものとする。

(授賞年と授賞の数)

- 第3条 本規程第2条1項で規定する委員等の歴任者には偶数年（西暦）、同2項で規定する査読者には奇数年（西暦）に授賞する。
- 2 隔年で、別に定める授賞基準に達する者すべてに授賞する。
 - 3 授賞該当者のいない年もあり得る。

(選考対象とする期間)

第4条 選考対象期間は、授賞年以前に満了となった任期までとする。始期は2005年とする。

(授賞候補者の推薦)

第5条 表彰委員会は授賞基準に達する授賞候補者を、授賞候補選考委員会（以下「選考委員会」という。）に推薦する。

(授賞候補者の選考)

第6条 選考委員会は、本規程第5条に基づき推薦された候補者につき選考し、理事会に推薦するものとする。

- 2 前項の授賞候補者の選考審議を行う選考委員会に出席できない委員は、本規程第5条に基づき推薦された授賞候補者の業績などについて意見書を選考委員会に提出するものとする。
- 3 選考委員会における授賞候補者の選考審議においては、前項の欠席委員の提出した意見書も含めて審議を行い、選考委員会としての最終的な授賞候補者を確定する。

(意見の聴取)

第7条 選考委員会は、候補者の選考審議にあたり、必要に応じて、委員以外から意見を聴取することができる。

(授賞者の決定)

第8条 理事会は、選考委員会からの授賞候補者の推薦に基づき、学会活動貢献賞の授賞者を決定する。

(授賞)

第9条 学会活動貢献賞の授賞者に対し、郵送等で表彰状を授与する。

附 則

1. 本規程は、2016年6月1日から施行する。
2. 本規程の実施に関わる細則は理事会の承認を得て定める。

附 則

本規程の改定は、2017年7月23日から施行する。

附 則

本規程の改定は、2022年12月25日から施行する。

附 則

本規程の改定は、2022年12月25日から施行する。

附 則

本規程の改定は、2024 年 12 月 22 日から施行する。